

黒部市都市計画マスタープラン及び 黒部市立地適正化計画の見直しについて

令和5年11月6日

第1回検討委員会

1 都市計画マスタープラン・立地適正化計画の概要

(1) 都市計画マスタープラン・立地適正化計画とは

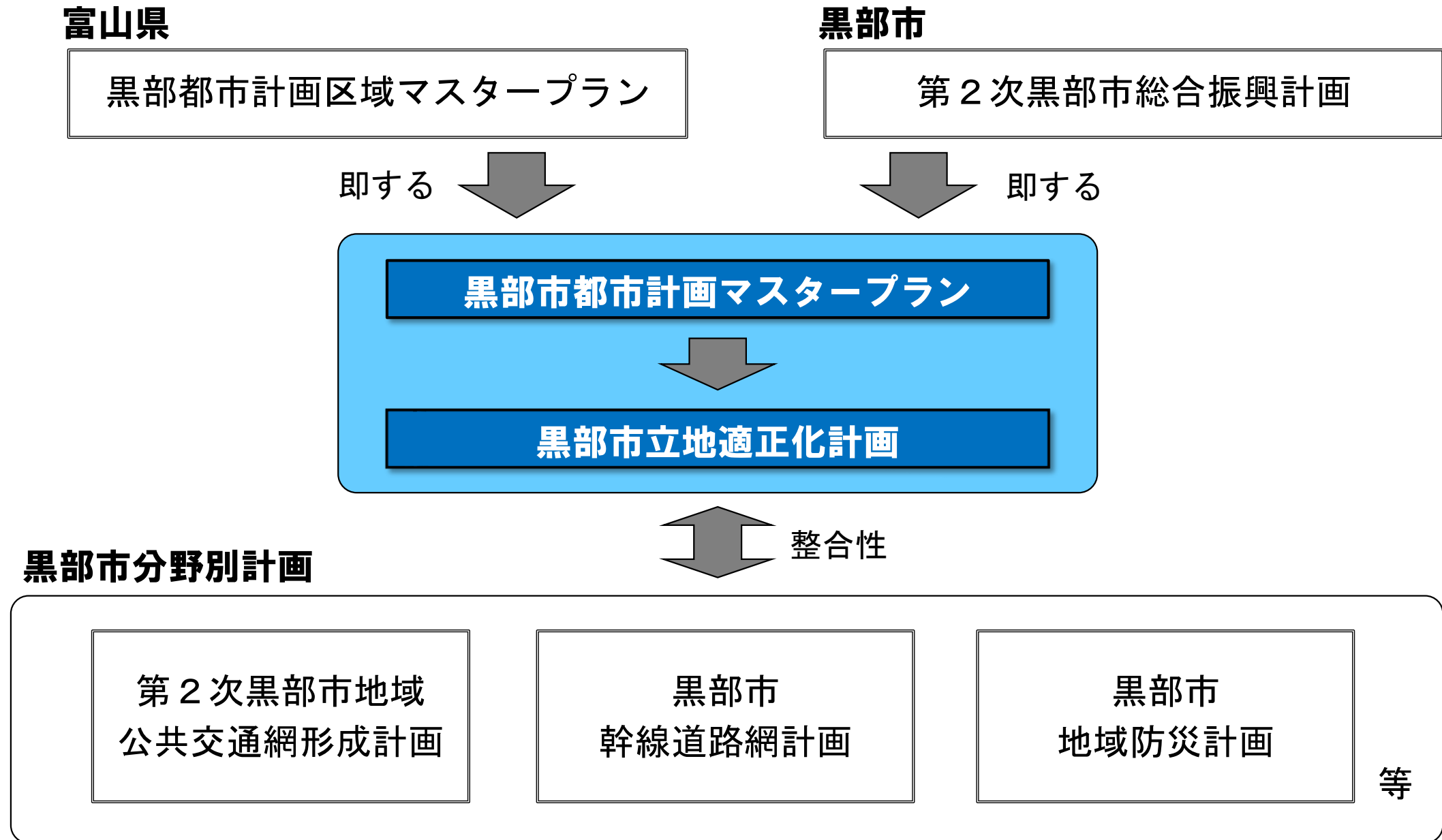
【都市計画マスタープランとは】

- 都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、本市の将来のまちづくりに関する長期的な指針となる計画。
- 本市の策定年次：2010年（平成22年）→ 目標年次：2029年（令和11年）

【立地適正計画とは】

- 立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携による「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指した計画。
- 本市の策定年次：2018年（平成30年）→ 目標年次：2035年（令和17年）

(2) 都市計画マスタープラン・立地適正化計画の位置づけ



2 都市計画マスタープランの見直しの概要

(1) 見直しの背景

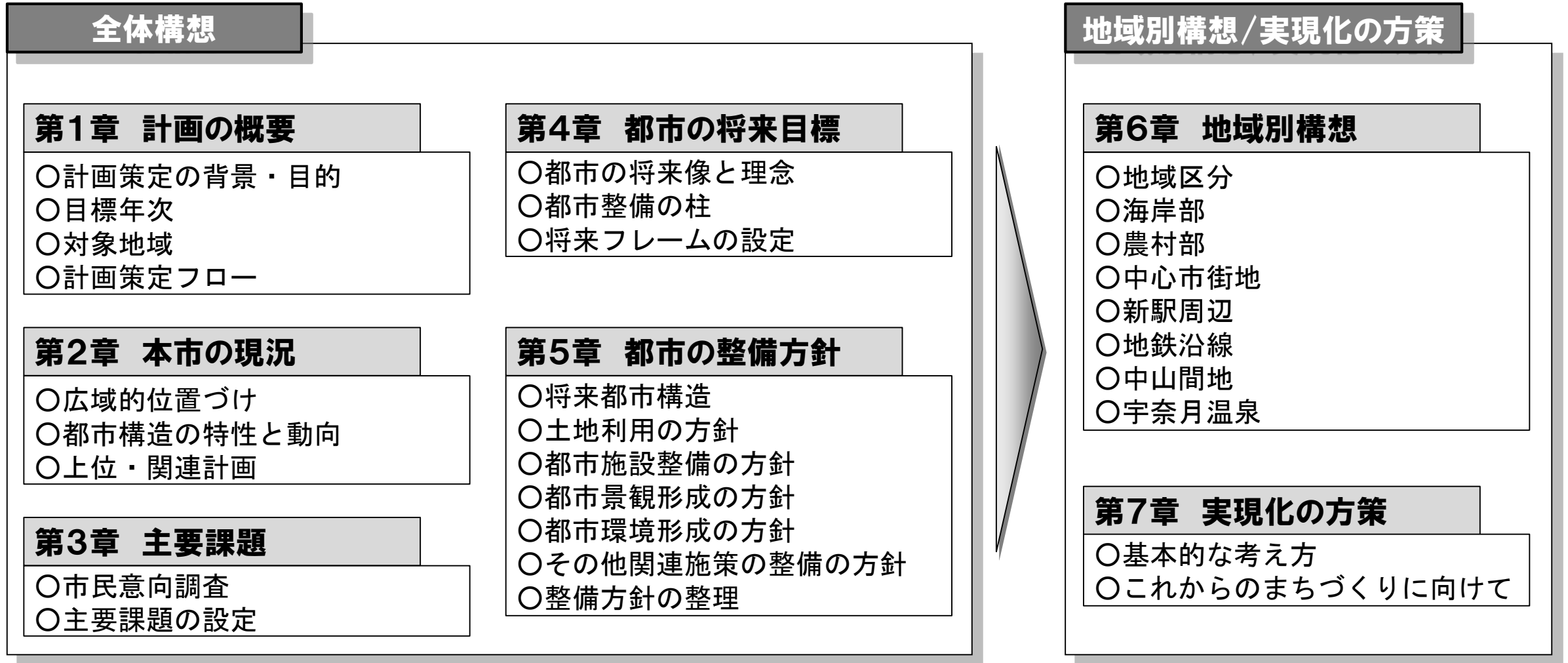
【見直しの背景】

- 現行計画は、計画策定後**10年以上が経過**。
- その間、少子高齢化や人口減少が進んでいるほか、北陸新幹線黒部宇奈月温泉駅の開業、一般国道8号入善黒部バイパスの開通、道の駅「KOKOくろべ」の開業など、**本市を取り巻く環境が変化**。
- また、「第2次黒部市総合振興計画」「黒部市立地適正化計画」「幹線道路網計画」など、**上位関連計画が改定・策定**。



以上の経緯を踏まえ、社会情勢や都市構造の変化に対応する必要があり、上位・関連計画との整合性を図りながら、本市の発展的な都市づくりの基本的な方針を定めるため、本計画を見直す。

(2) 都市計画マスタープランの構成



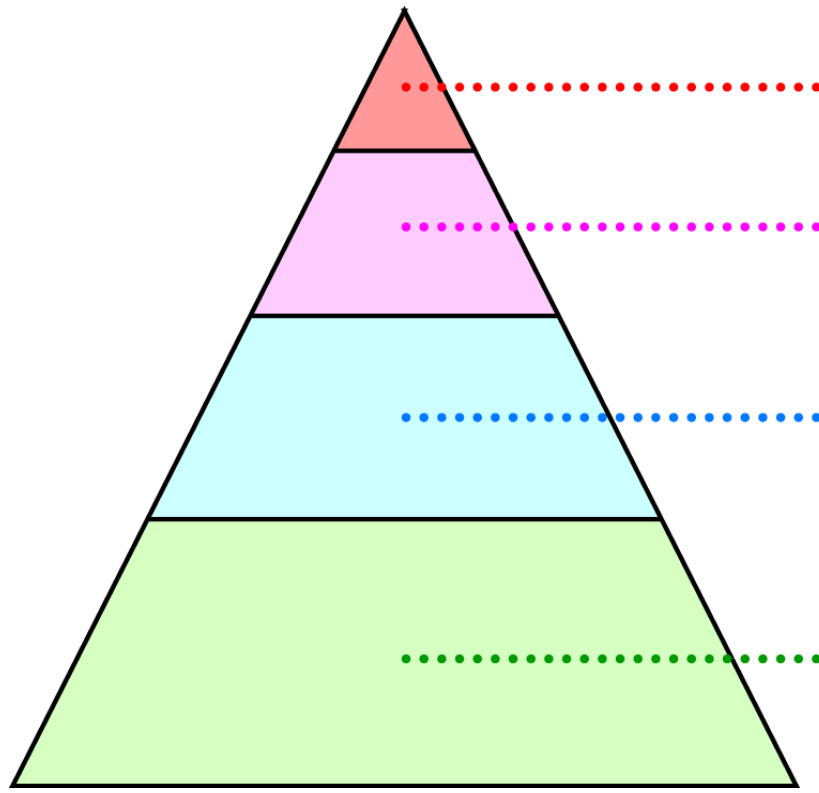
令和4年度検討内容 ⇒ 本市の現状及び課題の整理、都市の将来目標・整備方針（土地利用、都市施設）

令和5年度検討内容 ⇒ 都市の将来目標・整備方針（都市景観、都市環境等）、地域別構想、実現化の方策

(3) 現行計画の概要

【都市の将来像と理念】

■ 黒部市総合振興計画におけるまちづくりのテーマを踏まえ、都市の将来像を「人・水・緑がきらめく ふれあいのまち」と設定。



将来都市像の体系

まちづくりのテーマ〔黒部市総合振興計画〕
『大自然のシンフォニー文化・交流のまち 黒部』

都市の将来像
『人・水・緑がきらめく ふれあいのまち』

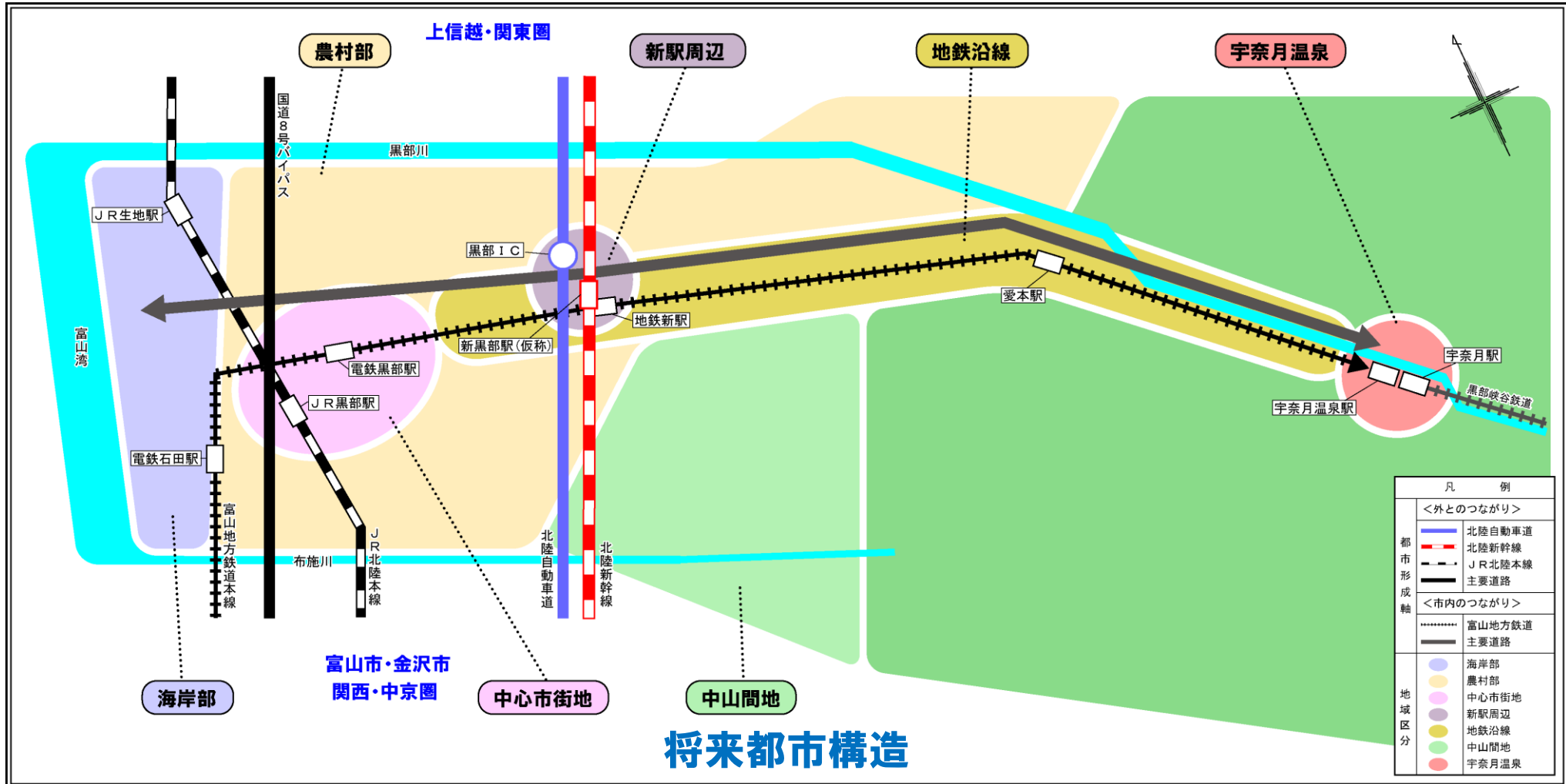
まちづくりの理念
○安全で安心なまちづくり
○コンパクトなまちづくり
○住み続けたい・訪れたい魅力的なまちづくり

都市整備の柱
1) 北陸新幹線新黒部駅（仮称）を交流拠点としたまちづくり
2) 地域の特性を活かしたまちづくり
3) 交通ネットワークを活かしたまちづくり
4) 安全で安心して暮らせるまちづくり
5) 自然と景観を活かすまちづくり

(3) 現行計画の概要

【将来都市構造】

■ 都市の将来像「人・水・緑がきらめく ふれあいのまち」の実現に向けて、
将来の都市構造を設定。



(3) 現行計画の概要

【将来都市構造（各地域の方針）】

1) 海岸部

海岸の良好な地域資源を活かし、海浜レクリエーションや観光機能の充実のほか、市内外の施設と広域連携を深めながら、まち歩き等の観光振興。また、市街地は、漁業のまちとしての歴史を踏まえながら、生活の利便性向上。

2) 農村部

農業生産の振興を図る地域として、関係機関と連携しながら無秩序な開発の抑制。併せて、集落の生活環境の向上に努めるとともに、田園（散居）景観の保全。

3) 中心市街地

三日市市街地とその周辺は、集積したそれぞれの都市機能の充実を図るとともに、まちなか居住を促進。併せて、商業の活性化を図り、都市機能の整備充実。

4) 新駅周辺

新幹線新駅及び黒部ICの周辺は、県東部の玄関口・拠点として、交通結節機能、交流機能、観光情報機能、商業機能などの充実。

5) 地鉄沿線

富山地方鉄道本線の鉄道駅周辺への計画的な住宅地の誘導・集約化を図り、鉄道網を活用した「コンパクトなまちづくり」を推進。

6) 中山間地

緑豊かな立地環境を活かして、農林業体験や収穫作物の炊事体験等を行うグリーンツーリズム等により、住民と都市圏との交流を促進し、地域の活力を向上。

7) 宇奈月温泉

雄大な自然を守り活かしながら広域連携を深め、来訪者の増加に努めるとともに、高齢化や国際化にも対応した温泉・保養地として各種施設の整備や街並み環境整備など観光地としての魅力向上。

(3) 現行計画の概要

【土地利用の方針】

- 市内における土地利用動向を踏まえ、用途地域及び都市的地域を中心に土地利用方針を示す。

【都市施設整備の方針】

- 道路、公共交通、公園・緑地、上下水道などの都市施設についての整備方針を示す。

【都市景観形成の方針】

- 本市が誇るべき景観を次代に継承していくため、市民と行政の協働を基本に、市民が誇れる美しいまちを目指した都市景観形成の方針を示す。

【都市環境形成の方針】

- 安全で快適な生活環境・都市環境等を形成するための方針を示す。

【その他関連施策の整備の方針】

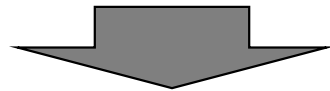
- 他分野との連携や市民・団体・事業者・行政などの協働を基本とし、その他関連施策の整備方針を示す。

3 立地適正化計画の見直しの概要

(1) 見直しの背景

【見直しの背景】

- 都市再生特別措置法では、5年ごとに調査、分析及び評価を行うこととされていることから、**PDCAサイクルの考え方に基づき、誘導施策の進捗状況の把握が必要**。
- 2020年（令和2年）に同法が改正され、**防災指針の追加が必要**。
※防災指針とは、**居住誘導区域における災害リスク**をできる限り**回避**、あるいは**低減**させ、**必要な防災・減災対策を計画的に実施**していくため、立地適正化計画に定めるもの。



以上の経緯を踏まえ、PDCAサイクルの考え方に基づく誘導施策の進捗状況を把握し、必要な対応を図るとともに、法改正に基づく防災指針の追加を行うため、本計画を見直す。

(2) 立地適正化計画の構成

立地適正化計画

第1章 立地適正化計画とは

- 立地適正化計画とは
- 立地適正化計画の位置づけ

第2章 黒部市の現状及び課題

- 都市の概況
- 現状把握
- 上位・関連計画
- 課題の整理

第3章 立地適正化計画の基本方針

- まちづくりの方針、立地適正化の基本方針
- 立地適正化計画区域の設定
- 立地適正化計画の計画期間

第4章 誘導区域等の設定

- 居住誘導区域の設定
- 都市機能誘導区域の設定

第5章 誘導施設の設定

- 誘導施設の設定

第6章 防災指針の検討【今回追加】

- 災害リスクの現状分析・課題
- 課題に対する取り組み・スケジュール等

第7章 誘導施策の設定

- 居住及び都市機能を誘導するための施策

第8章 目標の設定

- 目標の設定

※計画書には、上記のほか「届出制度」の記載あり

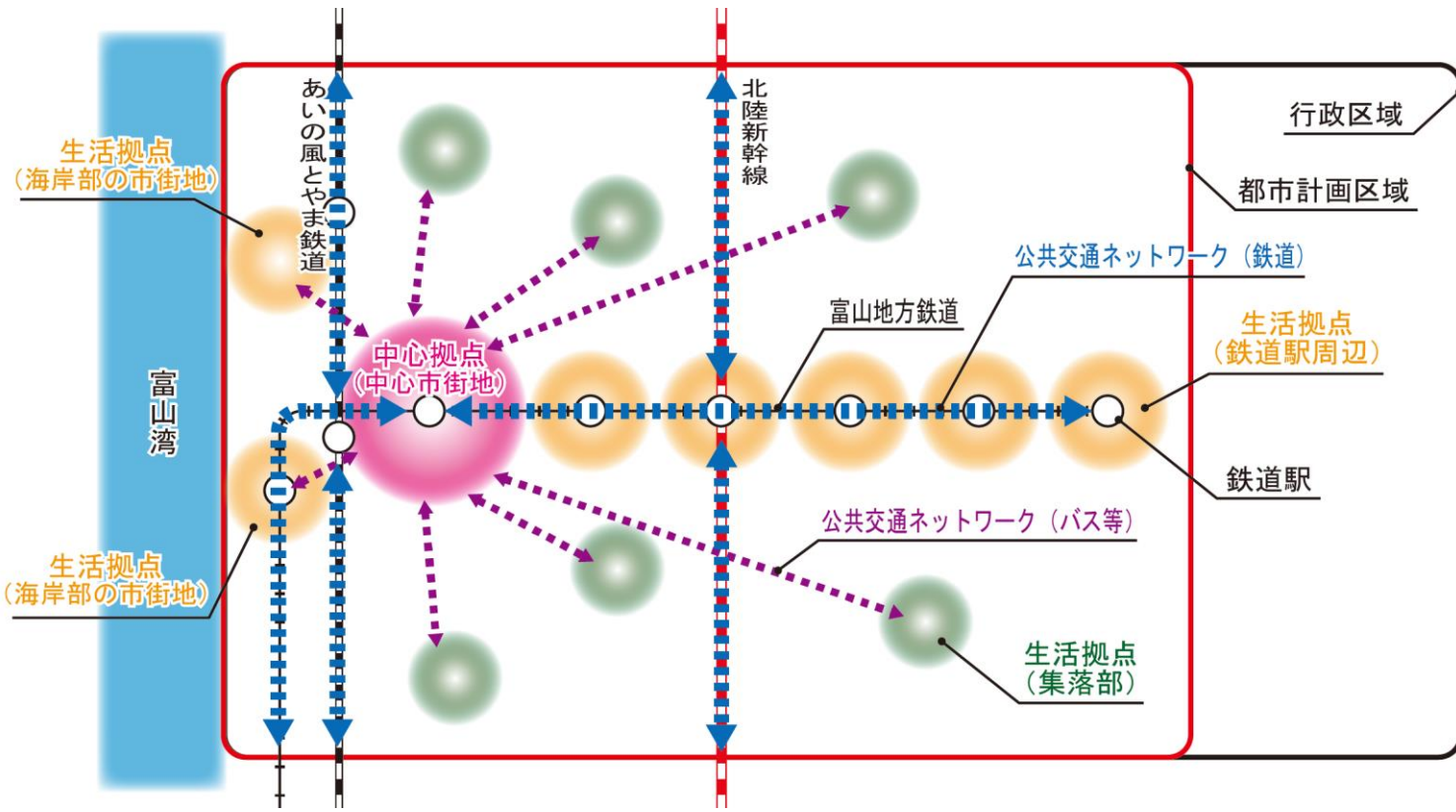
令和4年度検討内容 ⇒ 本市の現状及び課題の整理、防災指針の検討（災害リスクの現状分析・課題）

令和5年度検討内容 ⇒ 令和4年度の結果を踏まえた計画見直し

(3) 現行計画の概要

【まちづくりの方針】

コンパクトかつ公共交通等ネットワークが充実したまちづくり



黒部市立地適正化計画の概念図

中心拠点（中心市街地）

○充実した都市サービスが受けられ、快適な居住環境が確保されるよう居住及び都市機能を誘導

生活拠点（鉄道駅周辺及び海岸部の市街地）

○鉄道を基軸とする公共交通ネットワークの充実を進めることで中心市街地との連携強化により生活の利便性を確保し、居住を維持

生活拠点（集落部）

○自然環境や優良な農地等との調和に配慮した居住を維持するとともに、公共交通ネットワークの充実により、まちなかや交通結節点となる鉄道駅との連携強化

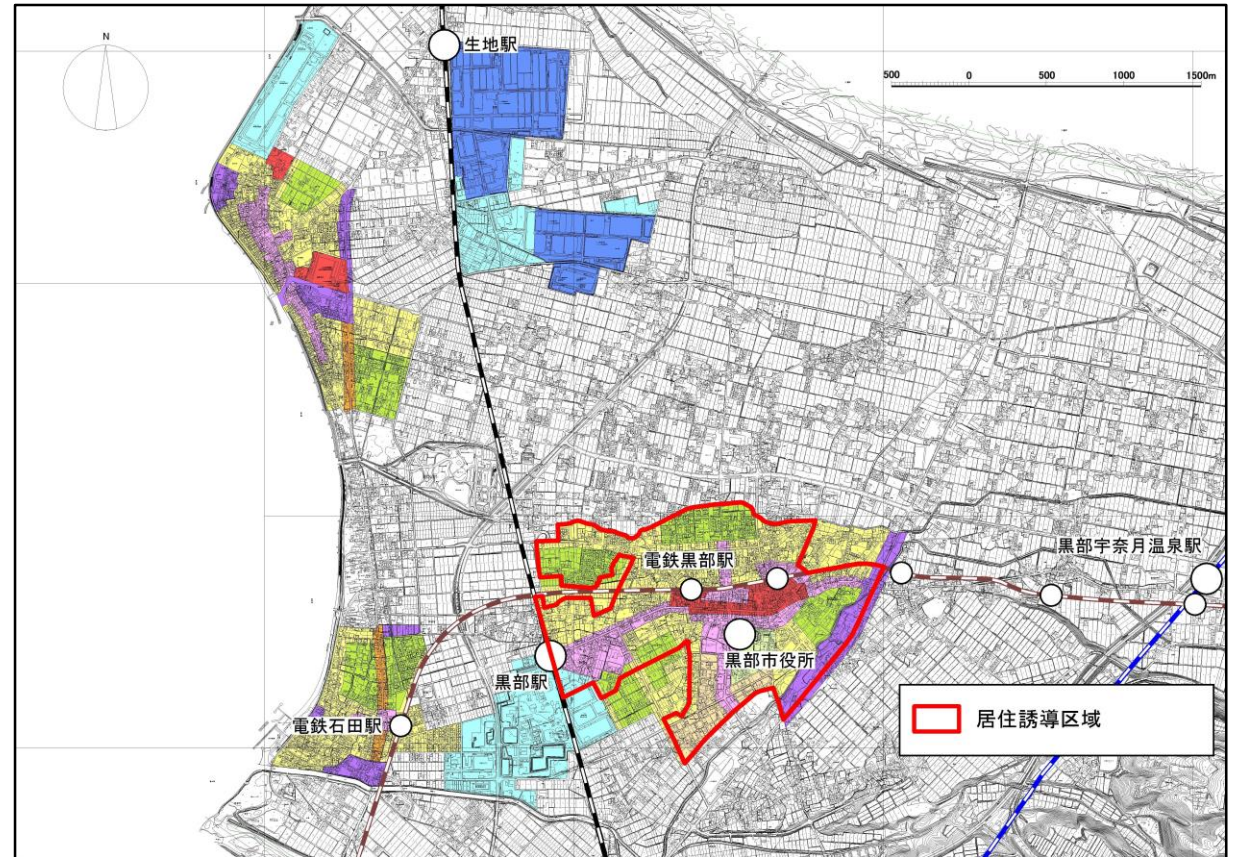
(3) 現行計画の概要

【居住誘導区域】

■ 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

【設定の考え方】

- ① 黒部市都市計画マスタープランで位置づけられた「中心市街地」を基本とします
- ② 工業系用途地域（工業専用地域、工業地域）を除外します
- ③ 中心市街地において宅地化が進展していないエリアを除外します



居住誘導区域図

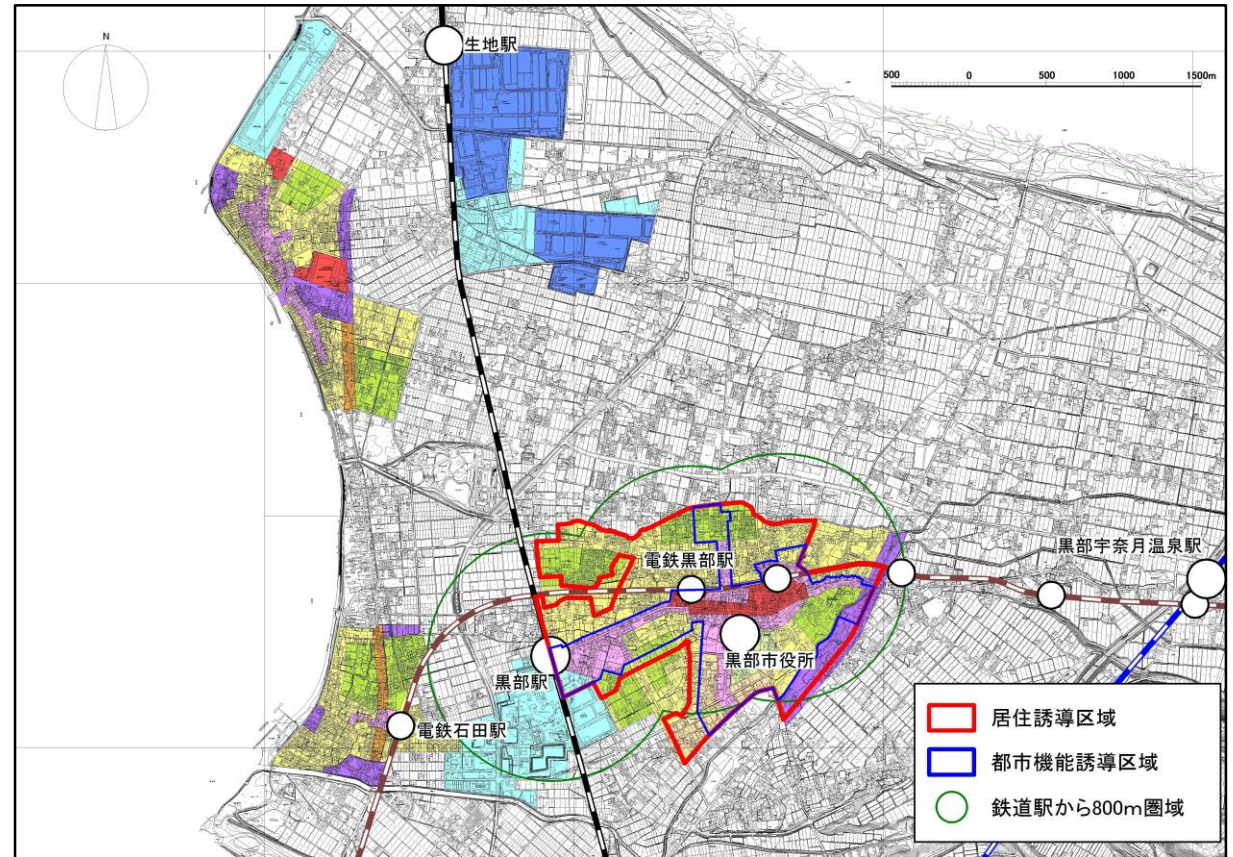
(3) 現行計画の概要

【都市機能誘導区域】

■都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

【設定の考え方】

- ① 居住誘導区域内に設定します
- ② 鉄道駅から800m以内とします
- ③ 商業系用途地域（商業地域、近隣商業地域）は、指定エリアに含めます
- ④ 路線バスやコミュニティ交通の路線が重複する幹線道路沿道をエリアに含めます
- ⑤ 土地区画整理事業等の都市基盤整備を行った区域のうち、誘導施設の立地が予想される区域をエリアに含めます



都市機能誘導区域図

(3) 現行計画の概要

【誘導施設の設定】

■ 居住者の共同の福祉や利便性の向上を図る観点で、誘導（新規整備、既存施設の維持、集約、複合化、機能強化）すべき都市機能増進施設として設定。

分類	誘導施設
①機能圏域が広域である施設	●医療機能【総合病院】
	●文化機能【図書館】
	●交流機能【文化ホール、市民会館、コミュニティセンター】
②日常的な機能であるが、機能圏域が比較的広域である施設	●子育て支援機能【子育て支援センター】
	●教育機能【高等学校、若年層向け人材育成施設】
	●医療機能【総合病院以外の病院（診療所は除く）】
	●商業機能【店舗（まちなかの空き店舗を活用した規模の小さい商業施設）】
	●金融機能【銀行、信用金庫、郵便局】

(3) 現行計画の概要

【誘導施策の設定】

■ 居住誘導及び都市機能の誘導を図るため、以下に示す施策の方向性に基づいて誘導施策を講じる。

【居住誘導区域における誘導施策】

- 1) 定住・移住の推進
 - ・ 官民連携による移住定住施策の推進
 - ・ 移住・定住体験施設の拡充と有効活用など
- 2) 道路・公共交通網の充実
 - ・ バス交通網の整備・推進による公共交通機能の充実
 - ・ 各地域を連絡する道路網の整備 など
- 3) 安全性を高める防災対策の強化
 - ・ 大規模災害を想定した防災対策事業
 - ・ 避難等の検討を図る情報提供 など
- 4) 適正な土地利用の規制・誘導
 - ・ 北陸新幹線駅周辺における適正な土地利用

【都市機能誘導区域における誘導施策】

- 1) まちなかの賑わいの創出
 - ・ 起業支援体制の確立
 - ・ まちなかにおける空き店舗への新規出店支援制度 など
- 2) 教育交流拠点の整備
 - ・ 市役所跡地に複数の都市施設の機能を集約した「市民交流センター」の整備 など
- 3) 公共空地（集約後の各施設跡地）の有効活用
 - ・ 交流センターへの機能統合により生まれる公共空地の民間企業への売却等の検討
- 4) 安心して暮らせる生活環境の確保
 - ・ 乳幼児健康診査
 - ・ 要援護高齢者保護施設入所支援 など